

大阪市障がい者スポーツにかかる市長表彰基準

(趣旨)

- 1 大阪市表彰規則（昭和 23 年規則第 139 号）に基づき、パラリンピック競技大会において優秀な成績を収め、大阪市の障がい者スポーツの振興に寄与した大阪市にゆかりの深い者に対しその功績を讃えるため、市長表彰を行うことがある。

(パラリンピック競技大会成績優秀者表彰)

- 2 第 1 項の表彰は、パラリンピック競技大会に我が国の代表選手として出場し、第 1 位から第 8 位までに入賞し、大阪市の障がい者スポーツの振興に寄与した者のほか、市長が特別に必要と認めた者に対して行う。

(その他)

- 3 この要項の定めるほか表彰状の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成 25 年 3 月 1 日から適用する。

別紙

大阪市障がい者スポーツにかかる市長表彰実施での解釈

- 1 第1項に規定する「大阪市にゆかりの深い者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 大阪市在住者
 - (2) 大阪市内に勤務または在学している者
 - (3) 大阪市内を主たる活動の基盤としている者
 - (4) 市長が特別の事由があると認める者